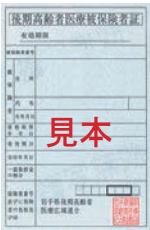


10月から後期高齢者医療費の窓口負担割合が変わります

◇窓口負担割合の変更

一定以上の所得、収入がある人（3割負担の人を除く）は、医療機関などで支払う窓口負担割合が2割に変わります。これに伴い、後期高齢者の窓口負担割合は1割、2割、3割の3区分となります。

新しい被保険者証は9月中旬に郵送します。被保険者証提示時は、「有効期限」を必ず確認してください。



◇対象者に適用される配慮措置

2割負担になる人は、10月1日から7年9月30日まで、窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を1カ月あたり3,000円までに抑えます。（入院の医療費は対象外）

同一の医療機関での受診は、上限額以上を窓口で支払う必要はありません。

複数の医療機関を受診し、配慮措置が適用される場合は、事前に登録した高額医療費の口座へ、後日自動的に払い戻されます。まだ口座登録をしていない人には、10月上旬に県後期高齢者医療広域連合から申請書が送付されます。書類到着後、手続きをしてください。

◇配慮措置が適用される場合の計算方法

下の表は1カ月の外来医療費全体額が50,000円の場合の例です。負担5,000円増（③）になりますが、上限を超えた2,000円（⑤）は払い戻しになります。

窓口負担が1割のとき ①	5,000円
窓口負担が2割のとき ②	10,000円
負担増 ③（②－①）	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻しなど ⑤（③－④）	2,000円

※窓口負担割合の見直しの内容は、厚生労働省コールセンター（☎0120-002-719）へ問い合わせください

～高齢者肺炎球菌による肺炎を防ぐために～ 予防接種費用の一部を助成します

肺炎は、高齢者の死亡原因の上位を占める病気です。肺炎球菌による肺炎を予防するためには、肺炎球菌ワクチンの接種が有効とされています。市は、生涯で初めて肺炎球菌ワクチンを接種する節目年齢の人を対象に、接種費用の一部を助成します。対象となる人には9月下旬に接種券（はがき）を送付します。接種期間を過ぎると費用は全額自己負担になりますので、希望する人は必ず期間中に接種しましょう。

■助成対象 次の両方に当てはまる人

- ①過去に肺炎球菌ワクチンの接種歴がない人
- ②本年度に次の年齢になる人

年齢	生年月日
65歳	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日
70歳	昭和27年4月2日～昭和28年4月1日
75歳	昭和22年4月2日～昭和23年4月1日
80歳	昭和17年4月2日～昭和18年4月1日
85歳	昭和12年4月2日～昭和13年4月1日
90歳	昭和7年4月2日～昭和8年4月1日
95歳	昭和2年4月2日～昭和3年4月1日
100歳	大正11年4月2日～大正12年4月1日

【65歳未満でも助成対象になる場合があります】

次の両方に当てはまる人は、申請をすると助成対象者と同額の自己負担額で接種を受けられます。詳しく

はお問い合わせください。

- ①60歳以上65歳未満の人
- ②「心臓や腎臓、呼吸器の病気による障がい」もしくは「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい」で身体障害者手帳1級の交付を受けている人

■自己負担額 4,000円

※生活保護世帯、4年度市民税非課税世帯の人は無料

■接種期間 10月1日国～5年3月31日国

■接種場所 市内・金ヶ崎町内実施医療機関（接種券に医療機関一覧を掲載）※実施医療機関以外で接種を希望する人は、ご相談ください

■持ち物 接種券、身分証明書（健康保険証など）、自己負担金（必要な人）

■その他 予診票は実施医療機関と問い合わせ先に備えています

■問い合わせ

本庁健康増進課医療給付係（☎34-2902）
各総合支所後期高齢者医療担当グループ

消防団協力事業所を紹介します

市消防団協力事業所表示制度

全国的に消防団員不足が問題となっており、本市でも消防団員の確保が課題となっています。

市では、複数の従業員が消防団員として入団している事業所や、災害時に資機材などを消防団に提供するなど、消防団活動に積極的に協力いただいている事業所に対して「消防団協力事業所表示証」を交付し、顕彰しています。

より多くの事業所にこの制度に協力していただくことで、地域の消防・防災力の充実強化、市民生活のさらなる安全を目指しています。

市消防団協力事業所一覧

下記事業所は、従業員の消防団入団や就業時間内の消防団活動に参加を認めるなど、積極的に地域防災活動に協力しています。日ごろからの社会貢献に対し、心から感謝いたします。

大井電気㈱ 水沢製作所（水沢真城字折居 106-3）
㈱相澤鐵工所 岩手工場（前沢字南陣場 8-4）
小岩金網㈱ 岩手衣川工場（衣川沢田 68-1）
胆沢平野土地改良区（水沢字北田 140-1）
㈱東開技術（水沢字高網 33）
工藤建設㈱（水沢真城字北館 38-1）
㈱Eーポート（江刺西大通り 11-10）
板谷建設㈱（水沢台町 3-35）
E C南部コーポレーション㈱（水沢佐倉河字慶徳 71）
栗原建設㈱（水沢真城字南塩加羅 68-1）
協栄電工㈱（水沢姉妹町字大内田前 53-1）
進栄建設㈱（胆沢小山字道場 136）
岩手ニチレキ㈱（水沢工業団地四丁目 29）
及常建設㈱（江刺愛宕字朴ノ木 222-1）
岩手県農業共済組合胆江地域センター（水沢字八反町 52-1）
㈱佐藤組（北上市相去町旧舘沢 20-1）
高惣建設㈱（水沢花園町一丁目 1-7）
丸協建設㈱（前沢字三日町新裏 110）
㈱大宮管工業（胆沢南都田字午房谷地 114）
㈱東北ネット工業（水沢佐倉河字西舘 145-1）
㈱江刺自動車学校（江刺愛宕字梁川 34-1）
水沢翠明荘㈱（水沢大手町五丁目 33）
丸谷興務店㈱（水沢佐倉河字東沖ノ目 102）
県南造園土木㈱（水沢真城字北塩加羅 157-1）
（社福）奥州市社会福祉協議会（水沢南町 5-12）
衣川土地改良区（衣川古戸 424-12）
奥州地方森林組合（江刺西大通り 4-10）
江刺猿ヶ石土地改良区（江刺豊田町一丁目 11-23）
※認定順（4年8月末現在、28事業所）

消防団協力事業所に申請するには

消防関係法令に違反しておらず、下記の認定基準のいずれかに該当している企業であれば申請が可能です。随時受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。

■認定基準

- ▶従業員が消防団員として2人以上入団している
- ▶従業員の消防団活動について特段の配慮をしている
- ▶災害時に資機材などを消防団に提供するなどの協力をしている
- ▶消防に係る特定の活動をするか役割を担い、大規模災害時に対応できる組織を設置している
- ▶そのほか、消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に特に寄与している

■申請方法

消防団協力事業所認定申請書（様式第2号）に記入の上、申請先へ郵送または持参してください。

市ホームページ▶



■問い合わせ・申請先

本庁危機管理課消防係（☎34-2235、〒023-8501）
※住所記載不要